

一峰こども園 様

富岡市長 榎本 義法



令和5年度の公定価格の額について

貴施設における令和5年度の公定価格の額は、下表に記載のとおりです。これをもとに、各教育・保育給付認定保護者の方々に、施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知をお願いします。

※子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」（平成26年内閣府令第39号）第14条第1項（第50条において準用する場合を含む。）により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、教育・保育給付認定保護者に通知しなければならないこととなっています。

（単位：円）

認定区分	年齢区分	令和5年度 各月における園児1人当たり公定価格の額												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
教育認定子ども (1号)	4歳以上児	206,100	206,100	206,650	214,930	214,930	210,430	210,430	204,860	203,790	204,860	201,080	189,420	
	3歳児	223,390	223,390	223,940	232,220	232,220	227,720	227,720	222,150	221,080	222,150	218,370	206,710	
	満3歳児	223,390	223,390	275,480	283,760	283,760	279,260	279,260	273,690	272,620	273,690	269,910	258,250	
保育認定子ども (2・3号)	標準時間	4歳以上児	57,030	56,840	56,740	56,490	56,330	56,250	56,180	50,550	44,930	50,500	50,500	52,990
	短時間		52,300	52,110	52,010	51,760	51,600	51,520	51,450	45,820	40,200	45,770	45,770	48,260
	標準時間	3歳児	73,730	73,540	73,440	73,190	73,030	72,950	72,880	67,250	61,630	67,200	67,200	69,690
	短時間		69,000	68,810	68,710	68,460	68,300	68,220	68,150	62,520	56,900	62,470	62,470	64,960
	標準時間	1.2歳児	120,780	120,590	120,490	120,240	120,080	120,000	119,930	119,870	119,820	119,820	119,820	127,880
	短時間		116,050	115,860	115,760	115,510	115,350	115,270	115,200	115,140	115,090	115,090	115,090	123,150
	標準時間	0歳児	204,300	204,110	204,010	203,760	203,600	203,520	203,450	203,390	203,340	203,340	203,340	211,400
	短時間		199,570	199,380	199,280	199,030	198,870	198,790	198,720	198,660	198,610	198,610	198,610	206,670

※1 各年齢区分において、子どもが在籍していない月についても1人当たり公定価格の額を記載しています。  
月を通して在籍する子どもに係る額を記載しています。月途中で入退所した場合には、当該額を日割計算した額となります。  
施設が代理受領した施設型給付費等の額は、この額から各教育・保育支給認定保護者が負担した利用者負担額（保育料）を差し引いた額となります。